

# 令和5年度 全国技能競技大会等 選手育成強化補助金

技能グランプリ・技能五輪全国大会・全国アビリンピック等に向けた実習等の経費を補助します！

東京都職業能力開発協会では、直近に開催される技能グランプリ・技能五輪全国大会及び全国アビリンピック等に東京都代表として出場する（もしくは出場を目指す）選手の育成・強化を支援するために要する経費の一部を補助します。※詳細は当協会ホームページ「令和5年度全国技能競技大会等選手育成強化補助金募集要項」もご確認ください。

## 事業の概要

### ●補助対象者

中小企業者、協同組合等、学校等、社会福祉法人、および競技職種に関係する団体（※1）のいずれかに該当する団体 ※1 選手の社会的地位向上や技能向上を目的とすると当協会が認める団体をいいます。

### ●補助対象事業

次の①～④の全てを満たしている実習等

- ① 直近に開催される技能グランプリ、技能五輪全国大会、全国アビリンピック等の大会に東京都代表として出場予定（※2）もしくは出場を目指す（予選会等に出場する）選手（※3）を対象としていること。
- ② 大会の競技課題（※4）もしくは予選会等の競技課題等（※4）を対象としていること。
- ③ 他の補助・助成等を受けていないこと。
- ④ その他「同募集要項」に定める当該条件を満たしていること。

※2 出場予定の選手とは、直近の大会の出場資格を満たしている者をいいます。

※3 出場を目指す選手とは、直近の大会に出場するため、その予選会等に出場が決定しているもしくは出場を予定している者等をいいます。その他詳細はお問い合わせください。

※4 大会の競技課題もしくは予選会等の競技課題等とは、選手が出場する大会及び選手が出場するもしくは出場を予定する予選会等のものをいい、当該課題が発表されるまでは直前のものをいいます。

### ●補助対象経費

- ① 外部講師等に対する謝金及び旅費
- ② 材料、消耗品等購入費（※5）
- ③ 会場、機器用具賃借料
- ④ 外部講習会等参加費（※6）
- ⑤ 実習等参加に係る選手の旅費（※7）
- ⑥ その他、会長が必要と認めた経費

※ 消費税、振込手数料等の間接的経費は対象外。

※5 実習ごとに消費される材料をいい、繰り返し使用される道具や機材等は含みません。

※6 大会の競技課題もしくは予選会等の競技課題等を対象とした講習会等の参加に係る経費をいいます。

なお、参加することで資格が取得できると認められる講習会等の参加に係る経費及び予選会等の参加に係る経費は含みません。

※7 補助事業者の所在地以外で実施される実習若しくは外部講習会の参加に係る選手の旅費をいい、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算するものとします。

なお、公共交通機関を利用しない移動に係る経費は含みません。

補助率  
補助対象経費の  
3分の2以内

### ●補助率・限度額

- ①補助率 補助対象経費の 3分の2以内（千円未満切り捨て）
- ②限度額 選手一人あたり 20万円まで。一申請者あたり 100万円まで。
- ③その他 一申請者あたりの申請回数は2回まで。（※8）

※8 一申請者あたりの上限金額（100万円）の範囲内で2回の申請が可能です。

### ●申請期限

技能グランプリ 令和5年度大会：令和6年1月26日（金）まで

技能五輪全国大会・全国アビリンピック

令和5年度大会：令和5年10月20日（金）まで

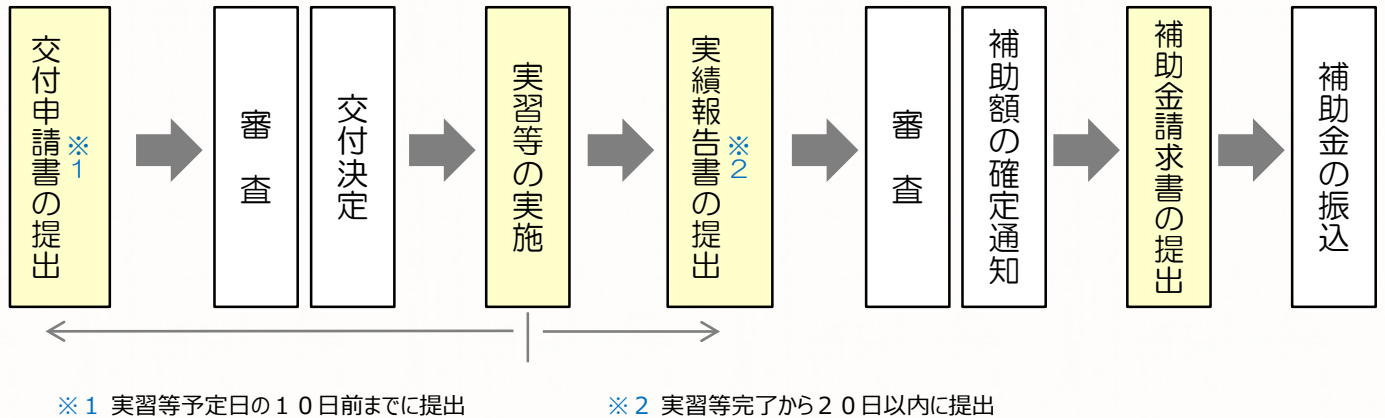
令和6年度大会：令和6年1月26日（金）まで

技能五輪国際大会 令和6年度大会：令和6年1月26日（金）まで

※実習等は令和6年2月22日（木）までに終了すること。

## 手続きの流れ

※ 色つきの部分が申請団体等が行う手続きになります。



## 申請の方法

### ●申請期間

実習等の実施予定日の10日前までに以下の書類を申請先まで郵送してください。

**提出書類については、申請期間内必着とします。また、郵送に際しては記録が残る簡易書留等の方法により郵送してください。**

※ 予算の範囲を超えた場合には、申請期間内であっても受付けを終了することがあります。

### ●申請に必要な書類

- ① 補助金交付申請書
- ② 誓約書
- ③ 実習等の実施内容に関する資料
  - ・競技課題に関する資料
  - ・講習会の案内等実習の内容が分かる資料
- ④ 参加者に関する資料
  - ・大会、予選会等の出場資格を証明する資料 ※当協会以外団体推薦のみ要提出
  - ・予選会等に出場予定であることを証明する資料
  - ・年齢を証明する資料（技能五輪全国大会に出場を目指す方のみ）
  - ・全国アビリンピックに出場を目指す者は、当該種目の参加対象障害者であることを証明する資料
- ⑤ 経費等の積算に関する資料 ※金額は税抜で記載
- ⑥ 申請者の事業内容に関する資料
- ⑦ 代表者の印鑑証明書 ※本補助金に関する各様式へは印鑑証明書の印を押印すること。
- ⑧ 都税の納税状況が証明できる資料（都税事務所が発行する法人都民税・法人事業税の納税証明書の原本）
- ⑨ （代理人による提出の場合のみ）委任状

## 申請・問い合わせ先

東京都職業能力開発協会

技能検定部 指導課 選手育成強化補助金担当

〒101-8527

東京都千代田区内神田1-1-5 東京都産業労働局神田庁舎5階

（電話） 03-6631-6053 ※平日8:45～17:30

（E-mail） kentei-shidou@tokyo-vada.or.jp

本事業の詳細や募集要項・申請書類のダウンロードは、以下のwebページをご覧ください。

（URL） <http://www.tokyo-vada.or.jp/ginou/hojokin/>